

北海道胆振東部地震及び台風第二十一号に係る対策の実施に関する申し入れ

(案)

平成三十年九月二十八日

自 由 民 主 党

農 林 ・ 食 料 戦 略 調 査 会

農 林 部 会

農 林 水 産 災 害 対 策 委 員 会

北海道において過去最大となつた北海道胆振東部地震の発生によつて、大規模な山腹崩壊や農地への土砂の流入、畜舎の損壊等が発生し、激甚災害の指定がなされるなど大きな被害が生じたところである。また、地震による直接被害のほか、全道で発生した大規模な停電によつて、特に生乳の生産・流通に影響を与え、酪農に多大な被害が生じるなど、北海道の農林水産業に甚大な被害を与えた。

さらに、猛烈な風を伴つた台風第二十一号は、北海道・関西地方を中心に農業用ハウスの倒壊や果実の落果等とともに、高潮・高波による漁港の損壊など、全国的に被害をもたらしたところである。

今後も我が国の農林水産業の基盤を維持し、被災された農林漁業者の不安に応え、その経営存続の意欲を確かなものにするため、政府においては、被災農林漁業者や地方公共団体等からの要望を踏まえ、左記の事項を早急に実施し、万全を期するよう申し入れる。

## 記

一 農地、農林水産業共同利用施設、森林関係、漁港施設等の被害に対して、災害復旧事業等による早期の復旧を支援すること。(農林水産省)

二 地震による過去に例のない山腹崩壊等の被害の復旧・復興については、長期的な支援が必要な状況であることから、応急的な復旧への支援を行うとともに、荒廃山地の復旧整備や山地災害の発生の高危険性が高い地区の防災対策について長期・計画的な支援を行うこと。また、被災された林業者等の経営の安定化に向け、森林内における被害木の伐採・搬出への支援等の対策を行うこと。(農林水産省)

三 被災した果樹等の改植・未収益期間や被害果実の利用促進等に対する支援、共同利用施設等の導入支援、被災に伴い必要となる追加的な種子・種苗の確保、被災した集出荷施設等における代替鉄コンテナの確保等による機能回復、他の集出荷施設等への農作物の輸送等への支援など、営農再開

に向けた支援を行うこと。(農林水産省)

四 農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕(撤去等を含む。)に対して、今回の災害の広域性と甚大性に鑑み、助成を行うこと。なお、近年、甚大な台風等の被害が連続していることを踏まえ、農業用ハウス支援のあり方について今後検討を行うこと。(農林水産省)

五 地震による停電の影響により被害を受けた乳牛に対する乳房炎の治療・予防管理や非常用電源の確保等に要する経費の支援、不足する粗飼料を購入する場合に要する経費の支援など、酪農・畜産農家の経営安定・生産拡大が図られるための支援を十分に行うこと。また、乳業メーカーに対して、自家発電施設の導入など、停電等の非常時への対応を強化するように指導を行うこと。(農林水産省)

六 被災農林漁業者の既往融資に関して償還猶予等の措置や新規融資に関して円滑な融通が図られるように関係機関に対して要請を行うなど適切に対応するとともに、農林漁業セーフティネット資金等により長期・低利の融資を行うこと。(農林水産省)

七 被災農業者の就労機会の確保を図ること。(農林水産省)

八 農地、農業水利施設等の復旧と併せて行う、大区画化、水管理・維持管理の省力化等を図る取組を支援すること。(農林水産省)

九 被災地域において、漁港施設等の復旧を進めるとともに、岸壁等の耐震化や高潮・高波対策に対して支援すること。(農林水産省)

十 農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の支払いを早期に行うこと。(農林水産省)

十一 多発する自然災害に対して、農林漁業者自らが災害の発生に備えるため、引き続き農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険への加入を促進すること。(農林水産省)

十二 地震による風評被害の払拭、観光需要の早期復旧に向け、被災地域の「食」や「農泊」の魅力の情報発信を支援すること。(農林水産省ほか関係省庁)

十三 被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物が速やかに処理されるように、市町村が実施する災害廃棄物処理事業について、地方公共団体に周知徹底を図ること。(環境省)

十四 関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないように、国が行う対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応すること。(総務省)

十五 被災地の早期の復旧復興に向け、国の職員は、被災地からの相談に丁寧に対応し、被災地に寄り添った対応を行うこと。(農林水産省ほか関係省庁)

農林水産大臣 齋藤 健 殿

以上